

## 静岡県告示第273号

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第829号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

別表4中「定員1人（1施設）当たりの基準単価」を削り、「基準単価」を「定員1人（1施設）当たりの基準単価」に、「5,908,375」を「6,092,625」に、「5,371,250」を「5,538,750」に、「5,199,370」を「5,361,510」に、「4,726,700」を「4,874,100」に、「2,599,685」を「2,680,755」に、「2,363,350」を「2,437,050」に、「5,672,040」を「5,848,920」に、「5,156,400」を「5,317,200」に、「4,297,000」を「4,431,000」に、「2,148,500」を「2,215,500」に、「1,181,675」を「1,218,525」に、「1,074,250」を「1,107,750」に改め、「介護老人保健施設」及び「訪問看護ステーション」の次に「（1施設）」を加え、「概ね」を「おおむね」に改める。

### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。